

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気逃し安全弁の点検において、弁開度表示用リミットスイッチ用軸に曲がり認められたため、当該部品を交換	D	
2	1号機	原子炉建屋換気空調系入口隔離弁の点検において、当該弁駆動部のシール部よりエアリークが認められたため、当該部シール部品を交換	D	
3	1号機	主発電機密封油処理装置真空ポンプ（B）の点検において、大気放出口用フィルタのカバー（ガラス製）に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）の定例試験（10月分）について、実施予定日を過ぎて未実施であったことが認められたため、当該定例試験を実施及び対応検討	B	
5	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用圧縮機（A）の入口圧カスイッチ交換作業において、圧カスイッチの取付ネジ穴部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	制御棒駆動水ポンプエリア換気空調系局所空調機のケーシング内保温材に一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	廃棄物処理系タンクレベル指示計の点検において、誤って制御盤側回路に測定端子を接触させ、制御盤内回路を地絡させたため、対応検討	C	
8	3号機	1～4号機共用ボイラ建屋ドレンサンプポンプ（A）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系床ドレン廃スラッジ移送ポンプ入口弁の点検において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（接点固着）が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
10	4号機	タービン建屋試料採取盤の復水移送ポンプ出口サンプリング弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系主排気ファン（A）のVベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを交換	D	
12	5号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプのグランドシール部のパッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
13	5号機	低圧復水ポンプ（B）出口側ドレン弁及び同ポンプ圧力計装ラックドレン弁のいずれか、または両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
14	6号機	所内用空気圧縮機（A）のVベルト（12本中、6本）に緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
15	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋の排気筒プロセス放射線モニタ（A）の定期事業者検査において、検査手順の一部（線源校正検査後の復旧）を誤って省略したことにより、当該検査が一時中断したため、対応検討	C	
16	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋の排気筒プロセス放射線モニタ（A）の「検出器異常」を示す警報と同時に、当該排気筒における「放射能高」等の誤警報が発生したため、当該モニタを点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで